

平成30年白浜町議会第3回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成30年9月19日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成30年9月19日10時01分

1. 閉 議 平成30年9月19日13時15分

1. 延 会 平成30年9月19日13時15分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉
監査委員	吉 田 進		

## 1. 議事日程

日程第1	議案第101号	平成29年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	議案第102号	平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	議案第103号	平成29年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第104号	平成29年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第105号	平成29年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第106号	平成29年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第107号	平成29年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第108号	平成29年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第109号	平成29年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第110号	平成29年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
日程第11	報告第11号	平成29年度健全化判断比率の報告について
日程第12	報告第12号	平成29年度資金不足比率の報告について
追加日程第29	白浜町議会特別委員会の設置について	
日程第13	議案第90号	専決処分の承認について
日程第14	議案第91号	専決処分の承認について
日程第15	報告第7号	専決処分の報告について
日程第16	議案第92号	白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第93号	白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第94号	白浜町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第95号 平成30年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第20 議案第96号 平成30年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第21 議案第97号 平成30年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第22 議案第98号 平成30年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第23 議案第99号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第24 議案第100号 平成29年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第25 報告第8号 第52期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について
- 日程第26 報告第9号 第21期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について
- 日程第27 報告第10号 平成29年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について
- 日程第28 議案第111号 工事請負契約の締結について

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第24・追加日程第29

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第3回定例会5日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日は吉田監査委員の出席を求めています。

議事日程はお手元に配布のとおりであります。新たに提出されました議案第101号から報告第12号までを日程第1から日程第12とし、これら12件につきましては、一括して提案理由の説明を受け、その後、監査委員の報告を受けます。

なお、議案第101号から議案第110号の10件につきましては、特別委員会を設置して付託の上、審査することになりますので、ご了承をお願いいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。  
本日、延会後に全員協議会の開催を予定しております。  
以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。  
ご了承のほどよろしく申し上げます。  
これより本日の会議を開きます。

- 
- (1) 日程第1 議案第101号 平成29年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第102号 平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第103号 平成29年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第104号 平成29年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第105号 平成29年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第106号 平成29年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第107号 平成29年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第108号 平成29年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第109号 平成29年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第110号 平成29年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 報告第11号 平成29年度健全化判断比率の報告について
- 日程第12 報告第12号 平成29年度資金不足比率の報告について

○議 長

日程第1 議案第101号から日程第12 報告第12号までの12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第101号から議案第110号 平成29年度の白浜町一般会計及び各特別会計決算認定につきましては、7月27日から8月7日まで監査委員の審査を受けましたので、その

意見をつけて議会の承認に付するものでございます。

次に、報告第11号 平成29年度健全化判断比率の報告及び報告第12号 平成29年度資金不足比率の報告につきましては、8月27日に監査委員の審査を受けましたので、その意見を付けて報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

報告第11号から報告第12号について、補足説明を求めます。

番外 総務課長 榎本君（登壇）

**○番 外（総務課長）**

報告第11号 平成29年度健全化判断比率の報告について、議案書（P.50～52）に基づき、説明した。

報告第12号 平成29年度資金不足比率の報告について、議案書（P.53～55）に基づき、説明した。

続いて、本件について監査委員の報告を求めます。

吉田監査委員に議場へ入ってもらってください。

（吉田監査委員 入場）

**○議 長**

番外 吉田監査委員（登壇）

**○番 外（監査委員）**

おはようございます。

ただいま議長からご指名をいただきました吉田です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、平成29年度における各会計の決算及び平成29年度決算にかかる財政健全化審査並びに経営健全化審査について報告します。

決算審査意見書を朗読した。

財政健全化審査意見書を朗読した。

経営健全化審査意見書を朗読した。

以上で監査報告並びに意見を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議 長**

本件について監査委員の報告が終わりました。

吉田監査委員、ご苦労さまでした。

休憩します。

（休憩 10 時 33 分 再開 10 時 35 分）

**○議 長**

再開します。

お諮りします。

議案第101号から議案第110号までの10件については、白浜町議会特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

お諮りします。

白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第29として順序を変更し、直ちに議題としたいと思いをします。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第29として直ちに議題とすることに決定しました。

---

## (2) 追加日程第29 白浜町議会特別委員会の設置について

○議 長

お諮りします。

議案第101号から議案第110号までの10件については、6人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

決算審査特別委員についてお諮りします。

委員は6名と決定しておりますが、委員の選任については白浜町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長から指名いたします。

決算審査特別委員会委員には、1番 堀君、2番 楠本君、3番 南君、5番 丸本君、6番 正木君、10番 水上君の6名を指名します。

ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

引き続き、議案審議を行います。

報告第11号 平成29年度健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第11号は以上で終わります。

報告第12号 平成29年度資金不足比率の報告についての質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。  
報告第12号は以上で終わります。

---

### (3) 日程第13 議案第90号 専決処分の承認について

○議 長  
日程第13 議案第90号 専決処分の承認についてを議題とします。  
本案に対する質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第90号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第90号は原案のとおり承認されました。

---

### (4) 日程第14 議案第91号 専決処分の承認について

○議 長  
日程第14 議案第91号 専決処分の承認についてを議題とします。  
本案に対する質疑を行います。  
6番 正木君

○6 番  
状況を聞かせていただきたい。物損事故で、書類を見たら町有地からの倒木云々とあるんですけども、走行中に倒れてきたのか。それか、倒木した中に乗り上げたのか。そこらの状況はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これにつきましては、相手方の弁護士から我々にお話がございまして、発生日時は平成30年5月5日ですが、それより大分遅れて事態を知った状況でございまして、警察署に確認をさせていただいてございまして、当時の状況はすでにガードレール上に倒木があって、夜間であったのでそれに接触したということで、走行中に倒れたのではなくて、すでに倒れていたということでございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

今総務課長からの報告によると、相当時間が経っていたと。その後、本人から町に連絡があったのか、警察からあったのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

事故発生は5月5日で、私どもが事態を知ったのは相手方弁護士からこういう事故があつて損害が生じているという申し出がございましたので、その間、我々はこの事故は承知していなかった状況でございます。相手方からの報告を受けて調査したというのが状況でございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

弁護士さんから当局に連絡があったと。その中で、添付写真も相手方が撮ってきたということによろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員おっしゃるとおりであります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第91号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。



従って、議案第91号は原案のとおり承認されました。

---

(5) 日程第15 報告第7号 専決処分の報告について

○議 長

日程第15 報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。  
本案に対する質疑を行います。

6番 正木君

○6 番

書類を見たら、消防本部の救急車かレスキューですけども、現地に行ってたのか。それとも、患者さんを乗せて物損事故を起こしたのか。そこらどうですか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

この事故の当日は出勤中でありまして、患者さん宅はそこから100m、200m地点のところにありました。

○議 長

6番 正木君

○6 番

であるならば、目的地に着く以前に接触したと。あとの対応はどうしたのか後段聞くという気持ちであるんですけども、本来、乗せて事故を起こしたという状況が違うと。命に関わる問題で、もし乗せていて物損しましたというときの対応と、行く前に物損したと二通りあるんです。書類上見たら、自分で判断しているんですけども、2つの想定があるもので、消防、緊急車両というのはプロ中のプロなので、家族ないし周りの人間からしたら、1秒でも早く来てほしいと思います。ですから、なおさらレベルの高い運行をしていただければと思うのですがどうですか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

まったく議員おっしゃるとおりだと理解しております。

まず、今回の事故につきましては、救急出動中の事故でもあり、重く受け止めているところでございます。また、職員が物損事故を起こしたことについては、お詫び申し上げたいと思っております。交通事故をまず起こさないように運転手自身が緊急自動車は通常走行に比べて、多くの危険性が伴うことを自覚し、また法令等で定められた緊急自動車の特例基準というのがあるんですが、あるいは義務の免除規定があるんですが、これは道交法に定められてございますが、それを最小限に行使するとともに、冷静さを保ちながら、注意力を安全運転に集中し、交差点等危険な場所においては危険予知、どういう事案、どこから飛び出してくるかとか危険予測を行いながら、運転することが必要と思っております。

今後の対策につきましては、町が実施しています交通安全講習への積極的な参加、また毎朝の朝礼での注意喚起として車両の走行訓練などを通じて運転技術の向上を図り、交通事故

の防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

この事案発生しました。そのまま患者さん宅に行ったのか、そこら1点。

それと、最後になりますけども、これは物損なので壁をやられたほうも傷ついているけども、人に傷なくすんだように思うんです。そういう部分で重々に指導を願います。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

今回の事故につきまして、患者さんのところに行ったのかというご質問ですが、今回の事故の場合は、救急車自体の走行は十分可能でしたので、そのまま救急出動を継続させていただきます。

今後の指導につきましては、このような物損事故を起こすということは、消防にとっては非常によろしくないというか、町民の信頼を失うことのないよう、重々指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 水上君

○10 番

前回の議案説明のときに、運転講習指導員というお話が出ました。これは消防署内に指導員が何名いるのか。また、特殊車両がはしご車とかいろいろありますね。運転技術の講習というのはどうなっているのか説明ください。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

まず、水上議員から質問をいただいた緊急車両指導員についてお答えさせていただきます。

緊急車両指導員といいますのは、兵庫県の交通研修センターが実施してございます緊急車両指導員養成研修を受講した消防職員で現在1名おります。その職員に今回事故のあと約20名の若手職員が中心でございますが、運転技術の講習を実施していただきました。

○議 長

10番 水上君

○10 番

特殊車両の運転技術の講習というのはどうなっているんですか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

特殊車両の運転技術の講習ということですが、もちろんはしご車とかの操作については通常業務でも緊急車両で走行しなくてもできます。そして、消防ポンプ車の水を吸い上げる操作についても緊急車両で走行しましてもできますので、その辺の講習については通常業務で実施しております。また、大きな特殊車両については、これも道交法で資格要件といいます

が、それが決められておまして、まず大型、中型の自動車につきましては、21歳以上の者で、かつ運転免許を受けていた期間が通算して3年以上の者が大型、中型の緊急車両を運転することができます。そして、普通免許にありましては、その免許を受けた後、通算して2年以上の期間が必要と道交法に決められている緊急車両の運転資格条件であります。消防本部ではそれに加えて大型車両は3年以上、中型では2年以上、普通自動車では1年以上の現場活動経験を必要としてございます。それで、なおかつ運転に支障のない疾病のない者及び安全運転管理者が緊急自動車の運転に支障がないと認めたものを緊急自動車の運転手として名簿に登録してございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第7号は以上です。

---

(6) 日程第16 議案第92号 白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第16 議案第92号 白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第92号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

(7) 日程第17 議案第93号 白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第17 議案第93号 白浜町娯楽レクリエーション地区条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

参考資料には(ち)項から(り)項へと。22ページの改正の内容につきまして、同じく(ち)項から(り)項へとなっているんですけども、これだけではどこが変わるかというのがはっきりとわかりませんので、もう少し具体的に説明ができるようであれば、お願いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

この条例のもとになる建築基準法の条項がひとつ追加になったことで、項ずれになるというだけで、中身の変更はございません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第93号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

(8) 日程第18 議案第94号 白浜町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第18 議案第94号 白浜町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第94号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

(9) 日程第19 議案第95号 平成30年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定について

○議 長

日程第19 議案第95号 平成30年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 廣畑君

○12 番

歳出の14ページ、財産管理費のブロック塀等撤去工事費120万円ですけれども、これは町有地の既存のすべてのブロック塀にかかってくるのか、その辺詳しくお願いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)

ブロック塀は、今回補正予算で各課上げさせていただいておりまして、財産管理費にかかるものは管財係が管理しています普通財産でございますが、今回の120万円につきましては、旧の白浜警察署跡地のブロック塀の撤去となっております。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

旧白浜警察署のブロック塀の撤去ということでございました。

あと、防災費の150万円の負担金補助のブロック塀撤去費補助金ですが、補助の割合について今一度教えていただけたらと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)

これにつきましては、民間の方が危険なブロック塀を撤去する際に補助をしようという制度でありまして、これにつきましては、危険な道路に面した部分だけが対象となりますので、裏であったり、周囲すべてを補助対象にするものではございません。

なお、この補助率につきましては、当然議案を通していただいて、予算が付いた段階で確定させますけれども、周辺市町の動向等を調べますと2分の1という数字がございますので、2分の1をめどに補助要綱を整備して、施行していきたいと。ただ、利用度合いによっては、使い勝手が悪いということであれば、途中で見直すということも考えることがあると思っております。

○議 長  
12番 廣畑君

○12番  
この150万円の件数、どの程度の件数を予定しておられるのでしょうか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)  
予算上は10万円を限度額にしておりますので、10万円限度額の15件という数字の150万円としていますが、1人の方が5万円で済んでいたら数としては増えてくるということですが、限度額10万円を申請されますと15人で終わってしまうということで、状況を見て、考えていかなければならないと思っております。

○議 長  
3番 南君

○3番  
19ページの公園費のことでお聞きします。茜・千畳茶屋の改修費の750万円です。この夏前から民間の方にお貸ししているんですけども、早速750万円という修理費が出ていますけれども、ここ2、3年に予定されることはまだあり得るんですか。この750万円でしばらくの間はいけそうですか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番外(観光課長)  
ただいま南議員より茜・千畳茶屋の改修工事費についてご質問いただきました。今回の750万円につきましては、以前からあったものなんですけども、雨漏れと外壁、やはり千畳敷という場所であり、潮風が強いということで、外壁にひび割れが入ってきていますので、まずその改修工事として今回予算を上げさせていただいてます。今後につきましては、今回の改修工事が一番大きなものになろうと考えていますが、築24年、25年を迎えていますので、小規模な修繕というのは今後出てこようかと思えます。災害等がなければ小規模修繕で対応できると思うのですが、大きな災害等によっては別のところの雨漏れ等々があるかもわかりませんので、決してこれ以降大規模修繕はないと言い切れない部分がありますので、その都度対応をさせていただきたいと考えています。

○議 長  
3番 南君

○3番  
別なんですけれども、20ページのスクールバスの運行費でブロック塀の改修というのはスクールバスを置いているところのブロック塀と理解してよろしいですか。

○議 長  
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

市江にありますスクールバスの待合所、ブロック塀でつくって部分がありまして、それを撤去して既成であります新しい待合所をつくる費用として考えております。

○議 長  
6番 正木君

○6 番

予算書14ページ、救命艇型津波避難シェルター購入費1,200万円。参考資料に3タイプ、FRPからアルミとあるんですけども、ここの設置場所。

それと、これで見たら25名くらい救命艇へ搭乗できるという表記ですけども、この地域で1基で足りるのか。それか、全体から言うと1割、2割なのか。そこら図面で設置場所が富田の川口だと思うんですけども、そこら地区から要望があつてこれをしたのか、こちらからしたのか、そこらどうですか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

富田川口地区の津波避難タワーのある場所に設置することとしておりまして、東南海・南海の巨大地震によって富田川口を含めて富田小学校辺りまで富田地区は浸水するとの想定でございます。富田川口地区につきましては、3連動の地震で電車が走っている線路までが浸水するというので、津波避難タワーを建築した経過がございますが、新たな設計基準によりまして、富田の避難タワー自体が巨大地震では対応できないという結果が出てございましたので、富田川口地区を含む富田区の中でご協議をいただいております。川口地区にシェルターというものを設置してもらいたいということで、この場所についてはこの方法で対応を講じるというのが町と地元区の中で合意できてございます。ただ、線路を越える小学校寄りの浸水区域については、これをどのように解消していくかというのはまだまだ引き続き協議事項になりますが、川口地区にはこのシェルターを1基設置するというにしております。

あと、避難される方につきましては、避難訓練等々によって、当然25人のところに30人が来れば5人オーバーということになって、津波が来ているのに5人が乗れないという想定が全国的にこのシェルターを整備するには議論されるのですが、その辺は実際に利用される方とか、その場にいらっしゃる方等々によって優先順位であったり、避難訓練の中で地元の中で協議していただくことになってくると思います。ただ、25人いらっしゃるんで、その周辺に住まわれている方は許容範囲だと思います。

○議 長  
6番 正木君

○6 番

総務課長、対象人員というか、今、線路までと言われたけども、そこに50人いて、用事やよそに行ったら別やけども、対象が50人で25人しかということなのか。それか25人しかいないという中でののか。対象人員はどのくらい。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
対象人員は、皆さんがいらっしゃったとしたら超えます。

○議 長  
6番 正木君

○6 番  
それはわかっているんです。ここでどのくらい住んでるのかということです。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
富田川口地区すべての人が避難するということになれば今数字は持っていないのですが、倍以上はいらっしゃいます。その人がすべてここに避難するということではございませんので、そこは他の人がどう避難するかというのは避難訓練等これから協議していくということになってきます。これに逃げなくても、例えば国土交通省が整備していただいた高瀬川の橋を渡って避難できるような高台のほうが近い方も中にはいらっしゃいますので、そういうところで分散してここへ逃げる方をある程度特定していくということです。

○議 長  
6番 正木君

○6 番  
私が言いたいのは、線路から下、川口まで。ここから行ったら高瀬から山向いて行くか、わざわざ下向いて、来るほうへ行かない、人間の心理として。だから、今、想定を言われたように、線路、国道ないし下のエリアの方がおそらく真ん中くらいにシェルターの船置いて、そこに来るか。おそらくここらの人は上向いて上がると思います。だから、国道から下のことを私は言っているんです。どのくらいが対象なのか。旅行に行ったとか、私は来るまで行くんやよという人も中にはいるやろうけども、アバウトでもここに100人ほどいてるんやと、成華園、成樹園のエリアもそうでしょう。そこら、線路から国道、海までのエリアに避難シェルターを置くんでしょ。どのくらいいるのかということです。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
今数字は持っていないんですけども、エリアの人が皆さんここに来るのではないので、そのエリアの人すべてに整備するという町の政策でないのです。

○議 長  
6番 正木君

○6 番  
そんなことでなくて、エリアにどれくらいいるのかということです。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君



○番 外（総務課長）

調べてご答弁させていただきます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

このシェルターは避難タワーのところに置くのか。それとも、高瀬の消防団のところに置くのかも含めて。もちろんこれは25人と言うけども、発動機、エンジン付いていると思うけども、富田川、高瀬川を中心に迂回するのか、それとも今のJR、邪魔になりますね。想定をどのようにしているのか。シェルターを使うときの想定をどのように地元と話しているのか、その点について聞かせてください。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

想定は巨大津波地震を想定しておりますので、この場所は、富田の避難タワーが立っている平地、町有地の上に1基を設置するということなんですが、議員のご心配されているのは、おそらく線路で波が止まるというところにぶつかるんじゃないかという想定だと思うんですけども、巨大地震は線路を越えるというのが大前提ですので、それを越えていくと。逆に言うと、そこで止まっても引き潮で沖に流されていく可能性があるということで、このシェルターには発信機がございますので、例えば1日、2日沖に流されたとしても、所在が確認できるというか、ある場所が海上で確認できると。陸地のほうに来れば、陸地で止まっておくという想定がされております。

それから、エンジンは付いてございません。トイレとか2週間くらいの備蓄品は積み込むようにしてございますので、エンジンで戻ってくるとかそういうことはなく、海に浮いておくという。ただ、緊急発信が必ずありますから、例えば波で転倒することもあるんですけども、必ず上に戻るという設備になってございまして、今回3つ提示させていただいていますのは、国のガイドラインに適合するのが現在3種類しかないということでこの3つを提示させていただいているところでございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

そしたら、もちろんエンジンが付いてないということは、避難用ということで消防団員か誰かが操作するというので、免許はもちろん要らんということになりますね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これに乗り込むのは、全く免許が要りませんので、誰でもいいんですけども、最終ふたを閉めて水が入ってこないようにして待つと。津波が来なかったら一番いいんですけども、津波が来てしまったらそのまま流されるという状況です。

○議 長

2番 楠本君

## ○2 番

ということは、今、避難タワーできているやろ。それを補完するために、富田川口の人ら周辺が孤立した場合に、その安全を保つためにはそのシェルターが必要だということですね。避難タワーは巨大津波が来たらかんから、それを補完するためということですか。

## ○議 長

番外 総務課長 榎本君

## ○番 外（総務課長）

南海トラフの巨大地震というのが、地震が発生した時に、三連動になるのか、巨大地震になるのか誰もわかりません。発生した段階でJアラートの中でおそらく巨大なものであれば、巨大地震ということで津波避難のサイレンが鳴ると思うんですけども、そのときに津波避難タワーはもつんですけども、これが巨大地震クラスですともたないという話ですので、その波が巨大なのかどうなのかというのは移動時間が5分くらいしかございませんから、情報が入らない段階で富田川口の方は逃げ込まなくてはならないんです。そうすると、巨大であった場合に恐れることを考えるとこちらのシェルターであれば巨大地震でも対応可能ということで、補完というよりは別の形の対応という考え方でございます。

## ○議 長

休憩します。

(休憩 11時13分 再開 11時22分)

## ○議 長

再開します。

番外 総務課長 榎本君

## ○番 外（総務課長）

今回の津波シェルターにつきましては、白浜町におきまして、富田川口地区だけではございませんが、白浜町の巨大地震における浸水想定区域の避難対策ということでこれまで各地区でご協議をさせていただいております。今回シェルターだけでなく、避難路整備等々も上げさせていただいております。これにつきましても、各地区と津波避難に対する考え方を町と地元で協議しながら進めてきた対策でございまして、今回のシェルター1基の導入につきましては、現在避難タワーを整備しておる富田川口地区の町有地に新たに1基を整備するというものでございます。津波避難タワーが巨大地震では対応できないという現実がございまして、それに代わる部分のシェルターを整備するというので、地元と協議して現在双方考え方が一致しているということでございます。

ただ、先ほど正木議員からご質問にありました地域全体で見ますと、30世帯82人がいらっしゃる。82人すべてがこちらに避難できるのかという議論はありますが、これは富田川口地区の皆様とご協議をさせていただいて、避難できないご老人とか子どもを当然優先的になろうと思っております。そうした中で誰が避難するのかということも議論を深めていきたいと思っております。

もう一つ、正木議員からございました介護施設につきましては、介護施設の中で避難されると思うのですが、こちらには入居者97名がいて、職員が70名いらっしゃるということで、160人くらいいらっしゃる。こちらの施設の方がシェルターに避難することは想定していない状況でございます。

○議 長

10番 水上君

○10 番

2点お尋ねします。

まず、11ページの歳入ですが、項2県補助金の総務管理費の補助金、わかやま防災力パワーアップ補助金はどう使われるのかお尋ねします。

もう1点、参考資料にもあるんですが、6ページの債務負担行為の補正で委託費が4年間で予算枠があるんですけども、今年度、ページ16、20、21、22に民生費、そして教育費の中で補正予算が上がっているんですが、具体的にどうしていくのか説明してください。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

1点目の県の防災のパワーアップ補助金につきましては、これまで避難路の整備等々に2分の1の補助金をいただけるということで予算化してございまして、今回補正させていただくのは先ほど言いましたブロック塀の撤去に補助する半分をみていただけるというのと、家具転倒防止の部分についても県から補助をいただけますので、これがパワーアップの補助になります。町が出す補助金の2分の1を県にみていただけるという制度でございまして。

○議 長

10番 水上君

○10 番

そしたら、ブロック塀や家具転倒防止については町民の方に使っていただけるような予算ですか。どうやって啓発しますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

家具転倒防止につきましては、これまでもパワーアップ補助金をいただいて前回は行ったことがございます。これはシルバー人材センターに委託して、申し込んでいただいた方のお宅と連絡を取って家具の補強といいますか、転倒防止の器具を設置していただくということで、これについては高齢者であったり障害者の方ということに限定させていただいてございますので、これは町が補助いただきますけれども、申請された方については無料で作業を行うこととなります。

ブロック塀につきましては、当然広報であったりホームページで啓発していきますが、現在も問い合わせが多々ございまして、白浜町に補助制度がないのかということで問い合わせがございまして、一応県の指標がございまして、表の道路に面する部分しか町がつくっても補助対象になりませんよということであったときに、それであったら全部するのであきらめようとか、町の補助ができるので待とうとかお話がございまして、当然その人たちは注意していただいている部分がありますから、制度ができた段階で申し込みいただけるものと思っておりますし、そうでない方については、基本的には広報とホームページ啓発をしていきたいと思っております。

○議 長  
10番 水上君

○10 番  
さきほどの2点目の答弁もお願いします。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
6ページの部分の負担行為の包括業務委託の関係です。

これにつきましては全員協議会等でご説明させていただいた部分もあるんですが、今回、関連する部分については補正予算で出のほうも上げさせていただいてございます。3か年の部分を掲示させていただいてございますが、事業者へお願いするわけですから、1年という契約ではなかなか受けていただけないという部分があるので、1つ受けたら3年はこちらもお願ひしますし、向こうも3年は必ずやっていただくという考え方の中で継続費を組ませていただいております。

今回12月くらいには一部着手をしていきたいという考えがございまして、その中で例えば幼稚園の事務であったり、通園バスの助手、図書館司書であったり学校の用務員につきまして、今年度で委託をしていきたいと思っております、来年度からは小規模の施設、例えば保育園であったり小学校、中学校の施設の点検補修の部分を外部に委託していきたいということで継続費を組ませていただいております。来年の部分につきましては当初予算でお願いするという形になろうかと思ひます。

○議 長  
10番 水上君

○10 番  
今、ご説明いただきまして、司書とか用務員、幼稚園の事務業務の委託ということなんですが、これは個人の雇入れになるんですか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
これは基本的には相手方の事業者へお願いするわけですから、相手方の事業者が個人を雇入れするという形になりますが、当然現在雇用している方々を優先して、まずはお声かけをいただくといひますか、そういうことは相手方には十分説明する予定としてございます。

○議 長  
10番 水上君

○10 番  
そしたら事業所ということであれば、外部委託する事業所というのを委託先として選定していくということですか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
こういう業務を包括的に受けていただける事業所というのは、紀南、和歌山県全域を見て

もそれほど多くないんです。これを進めるために5年くらい前からいろいろと協議をしている事業者がごぞいます。それらの事業者だけでなく、昨今は新たにこちらでもできますというお声かけをいただいていますので、包括的に受けていただける事業者と契約をしていくという形になろうかと思えます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

関連でちょっとお聞きします。

この包括について、今の総務課長の説明で幼稚園とか保育園の施設の小規模の修繕とかはわかるんです。それ以外に6つの項目の学校の用務員事務とか図書館司書の業務、幼稚園の事務業務は現在の人員では消化できないから、包括的にこういった事業を考え出したのかどうか。その点についてまず聞きたいと思いますが、どうですか。今現在で回らないから、こういう制度にするんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは10年ぐらい議論してきた部分だと思うんですが、基本的には民間委託と申しますか、町の定員適正化計画であったり、財政健全化計画の中でずっと町の施策として提示してさせていただいていた部分でございまして、決して現在の人たちが業務に支障をきたしているということではございません。この方たちは臨時雇用であったり、非常勤という形で雇用させていただいてございまして、これが来年度末で期間業務職員という形に変わってくるといいう制度の中でも国がこの制度の中で一番最初に言われているのは、まず民間委託であったり、そうした外部に委託できるものはまずはしなさいと。それでもなおかつ町として必要な部分については、そういう制度の中で雇用をしなさいというガイドラインが出てございまして、我々としてもこれまでなかなか外部に委託するというよりは町で職員を臨時であっても来ていただいて、町の施策に加担していただくほうがいいのではないかという考え方もある中で進めてきてございまして、昨今の国の施策に応じましても、やはり外部委託できるものは外部委託していくという選択肢の中で、こういう事業を進めさせていただいてございまして、決して今の職員が業務に支障をきたしているという状況ではないことはご承知いただきたいと思えます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

今現在そういった事務的なことについては支障ないという総務課長の答弁だと判断するわけです。そしたら、この業務は本来職員がやられている業務以外に追加でこれもせなあかんという業務の範囲に入るのか。入るのだったら何もこういう制度を設けなくても能力的にいつぱいいつぱいできていて、本来の趣旨から言うと、これは専門の方にしていただくべき違うかという業務ならこの制度を使うというのわかるのですが、目いつぱいまでできていないのに、費用まで使ってしまうというのをおかしいの違うかと思うのです。

それと、幼稚園等の修繕業務について、軽微な日曜大工的なものに依頼してというのなら

わかるけども、日曜大工的なもので追いつかんと、専門的に業者に発注となったときに有効にお金を使っていくのかどうか。国のガイドラインが出ていて、民間に委託できるものはできるという発想はいいんですけども、能力的にまだいっぱいまでできていないのに、あえて外部に委託というのはおかしいのではないかと思うのですが、そこらどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

溝口議員のおっしゃることはよくわかりました。

外部委託が能力的にというか、白浜町に新たにとか、今の職員ではできないので新たな部分を外部委託しましょうという考え方でなくて、元々外部へ委託できる部分を町は中で抱えているというのが議論です。元々ほかのところは外部委託で全部やっているのを白浜町は直営でやっている。臨時という雇用の形態でやっているという部分についてはできる部分は委託をなささいというのは、ほかでもやっているのにそれがなぜ白浜町はできないのかという議論がありますので、できる部分は委託にしましょう。ただ、根本的な部分については臨時職員の雇用数、これはまだ国から指標が出されておきませんが、白浜町は突出して多いというところがございますから、これは何かと言いますと、外部でもらえる部分を直営でやっているという結果になってきてますので、これを外部でやっていきましょうというのが十年來の町の施策としてきた部分でございます。

先ほどの修繕の部分も基本的に企業がある程度資格をお持ちの方と契約するのは別ですけども、素人が見るのでなくて専門的な人にある程度定期的に見てもらおうという状況の中で、そこで大きな費用がかかってくれば、費用の持分もありますけども、簡素な部分については委託事業費の中でしていただけるという状況になります。これは我々のほうで試算しておりますが、直接町が今まで修理工事費、人件費を出したという部分と合算しても委託をすれば安く済むとの試算が出ておりますので、この部分については外部に委託しても支障なくやってくれるとの判断の中で今回上げさせていただいている状況でございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

わかりました。

もう1点お願いします。予算書21ページと22ページの小学校費と中学校費の学校管理費の中、節13委託料。町長の説明要旨の中にも載っておりました小中学校の空調設備。今回、設計委託料、全部の小中学校が載っており、総額が2,900万円。今の補正で通して、今9月ですから、来月10月から残り今期の半年間で全てをやりきって、来年の当初予算で一気にするのか。それとも、年次計画をもってやるのか。今のところどういう計画になっているのか、詳細に説明できるようにあればお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

溝口議員もご承知のとおり、政府も2019年の夏までに全国の公立小中学校、高校はもうされているところが多いと思いますけれども、そこを夏までに普通教室、特別教室を含め

て全校に整備をするという方針を出しております。県もその方針を出しております。ということは、当然白浜町もその方針でいきたいと今のところ考えております。ただ、全国一斉、和歌山県一斉となりますと、なかなか業者、あるいは器具が調達できないという可能性がありますので、できる限りその方向で進めたいと思いますが、ちょっと流動的な面もあるということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

この財源、前も聞いたんですけれども、ほとんど市町村持ちであると。こういった危機的なことが発表されているわけですから、国の動きで3分の1、30%の補助とかそういった動きはないんですか。財源的にはどうですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

この秋の臨時国会でこの予算の補正をつけると聞き及んでいます。ただ、県は市町村への補助はないとも聞いております。3分の1というのも聞いておるんですが、上限額が決められておりますので、今のところ町の財政係との話では全体の事業費の6%程度しか付かないんじゃないかと考えられます。できる限り事業費の3分の1を付けていただければありがたいのですが、全国的なものですから、国も非常にお金が必要ということで、そういうこともあるんじゃないかと。今の状況では6%程度だと聞いております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

政府の方針が2019年度ですか。しなさいということで、今、副町長から説明があったように、さまざまな要因があつて、一足飛びに行かない面もあるということなので、当初予算を編成するにあたって、来年度方針が固まって、白浜町の場合は来年度がどのくらいで残りがどうか、一気にやるのか方針が決まったら説明をしていただければと思いますので、お願いします。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

参考資料28-4、林地台帳の作成について、18ページの農林水産費の林業振興費、林地台帳閲覧システム整備業務委託料120万円。

参考資料にも林地台帳の整備について載っているんですけれども、林地台帳は施業計画を立てたときだいたいできていると思うんです。この林地台帳というのは山林だとか白浜町にも山があります。そういう意味において、この林地台帳というのは町内全域を指しているのか。バイオマス関係もありますから、その点は今後切り捨て間伐も利用できるということともあるんですけれども、林地台帳と施業計画の関係について説明していただけますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この林地台帳につきましては、参考資料の28-4にもありますように、国の森林法の改正に基づいて台帳を整備しなさいということでございます。

1点目の全町的なものであるかということにつきましては、全町対象になってございます。これにつきましては、法務局とか地方公共団体、森林組合が保有している森林の情報をまずひとつに集約します。ですから、先ほどの施業計画とか市町村に出ているものを、まず平成27年時点で和歌山県のほうでひとつにして、これは全部の市町村を対象にして、データを集約しまして、これが林地台帳の基となります。そのデータを各市町村、これは白浜町、上富田町ということで、今私どもに来てございます。それを27年度以降に出てきました28年、29年、今出てきているものを県から来たシステムに入れます。そうしていくことによって元々あった施業計画とかそういったものを見るにも、今度法務局に行ってまた別に見る、森林組合で見るということがないように、それをひとつの市町村の窓口で見れるようにするというので、あとはいろんな間伐等の推進とかにつなげていくというものです。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

山林については、不明土地やとかそういう部分が多いわけですが、それをやってくれることはありがたいけども、都市計画に入っている土地だとかという部分は林地は入らんといいことですね。林地台帳と言うから、市町村部を中心にやるということで、宅地化になっているところもあるやろうと思うし、そこらについて、林地という部分と線引きがわかりにくいと思うんです。そこらについて、今後、県がちゃんと調べてくれたものを市町村に落としして施業計画をやっていない部分があると思うので、その部分で整理していくということよろしいのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

施業計画を市町村でやるかそういったものに使うのではなしに、いろいろ法務局にある情報、市町村が持っている情報、県が持っている情報を一元的に見れる場所をつくるということでございます。その作業につきましては、先ほど言われたように法務局ということもありますから、当然登記簿上山林になっている、それで現況も出てまいりますから、そういったことが出てまいります。今度、これが31年4月から公表ということになります。当然中身が現実と違うよということもいくつか出てくると思います。それはその都度森林の所有者の方々から申請をいただいて、それに基づいて市町村が修正をしていく。そうやってシステムを構築していくということを予定しております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

120万円そこそこの金額でいけるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君



○番 外（農林水産課長）

まず、この120万円の金額というのはシステムを公表するものの連携、例えば、地図とかそういったものは県ですでにまとまって基が来ているんです。それに今度修正を加えたときに、円滑に、例えば地図も修正する必要がございますから、これを手でするというのは難しいなど。ただ、周辺の市町村の状況を聞きますと、田辺市はそのシステムを現在5人から6人の職員で協力してとりあえず手でやっつけていこうかと。システムは今のところ導入を考えていないと。ただ、一旦公表されてから、先々ではシステムを導入してやっていくことも検討しているということでございます。それで、白浜町もそこに行っているいろいろ教えていただく中で、紀北ではシステムを導入して、職員ではなかなか技術的な面が伴いませんので、そういったところを補うためにシステムを導入すると。周辺ではみなべ町も導入するとお聞きしております。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

戻りますけども、先ほどの参考資料28-3の行政事務等包括業務委託についてお聞きしたいと思います。今まで皆さんが質問してきたことに加えてお聞きしたいと思います。

まず、教育委員会なり総務課で予算がついていますけれども、この業務内容の表の中に学校図書館の司書の業務とありますけれども、実際今、学校図書館の司書さんはおられるんですか。強化していくという意味ではいいと思うんですけど、その辺どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在2名の学校図書館司書さんがおられます。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

司書さんは学校に2名ほどおるということでございますけれども、そうした事業。それから、学校の用務員さんについてもこの表でもそうだと。幼稚園の事務業務。先ほどの溝口議員とのやり取りの中でもよくわからなかったのですが、例えば調書を打ったり、いろんな調査があつてそれらを上級の県や国に上げていく仕事とか、現場の仕事になるのか。それとも、役場の幼児対策室の中の事務が対象になっていくのか。その辺はどうでしょう。具体的にそうなりますと、先ほどの総務課長の答弁でもありましたけれども、今、現に行われている方に声をかけて、そして紹介をしていくということが言われてますけれども、実際そうなるのかということがひとつあるんですが、具体的ところでどうなっていくんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

幼稚園の事務の部分につきましては、現在白浜幼稚園のほうで事務をしていただいている方の分の業務の委託になります。

## ○議 長

申し上げますけれども、債務負担行為という追加の関係なので、3か年で具体的な予算が出てきますから、そのときに質疑をしていただきたいと思います。

この事業は先ほどから総務課長が報告しているとおり、財政健全化計画を基に雇用形態と幅広い国の動きがある中で自治体としても影響してくる大きな事業であります。その中では一定の業務の見直しを図っていこうと過日全員協議会で説明しました内容でございます。そのための3か年の債務負担行為をやりたいということなので、今の質問等についてはよくわかりますけれども、予算が出て、具体的な措置がされた時点で議論を深めていただいて結構だと思いますので、そういう視点で質疑をしてください。

12番 廣畑君

## ○12 番

今の議長の取りまとめに合うかどうかですけれども、ここに具体的なところで事業があるんですが、以前も総務課長が全員協議会などで説明されているのはよくわかりますが、例えば学校用務員業務をその人に聞いてこうなりますよ、事業者と契約をしてくださいよ、紹介しますということは今まででもやられておるといことも聞いておるんですが、やはり3年間という押さえですけれども、学校の用務員さんは子どもたちとのつながりというのは今まで培ってきているわけです。だから、紹介していくということになると思うんですけれども、どこから委託していくかということについて、今この場でそういうところまで議論になるかならんかというのはあかんという議長の話だったと思うんですけれども、いける部分といけん部分というのをもう少し議論していただきたいと思うのですが、その点について。

## ○議 長

番外 総務課長 榎本君

## ○番 外（総務課長）

この包括業務、行政事務の包括という部分を抜きますと業務委託の部分につきましては、全員協議会でも何度かお話をさせていただいたように、町全体、職員全体で、まずはコンサルを入れましたけれども、受けられる部分、受けられない部分、例えば受けられてもこの部分に支障をきたす部分、相手方が受け入れるといっても町は直営でやっておきたい部分というような議論を積み重ねてきて、今回提案させていただいているのは、職員間でも基本的には外部に出せるものを選定していこうという大前提がありますから、この部分については委託しても町にも支障がなく現実にされている方にも利点のある部分になってくると。現実に現在雇用されている方が民間事業者のほうに雇用されるということに変わるとすればどういう利点があるかと言いますと、町であれば議員もご存知のように、臨時であれば半年、長くて1年ごとの更新、非常勤についても1年。この方が正職員になることはないんです。しかしながら、民間事業者であれば、当然雇用法の関係もありますが、現実的にお聞きしているのはその中で実力を十分発揮されれば正社員への道もあるということもお聞きしますから、その辺については町とは違った利点は十分発揮できるんじゃないかなと思います。

ただ、我々が雇用している方々、臨時で特に雇用している方々は働き方の中でばりばり働きたいという目的なのか、例えば、扶養の中でという考え方もありますから、一概にどちらがいいとは言えないのですが、そういうことも含めまして、雇われている方が将来的に女性も活躍される中で、臨時職員は女性が多いのですが、そうした中で新しい活路といい

ますか、正職員への道というのは切り開けるということでこの部分については民間事業者に委託することによって、それは可能になってくるとお聞きしていますので、ひとついいところがあればそうでないところもあると思うのですが、そうした中で、話がまとまったところから包括的に委託をしていくということで、これですべてでなくて、我々協議しているのはこの何十倍も協議してますから、話が整って町で直営でなくて、民間委託できていく。それで行政に支障がないと判断できていけば民間委託に移していくという考え方の基本的なところは変わってございません。

○議 長

3番 南君

○3 番

先ほど楠本議員の林地台帳の関連で質問したかったんですけども、それに戻らせていただきます。先ほど全町的に林地台帳をつくるとお聞きしているんですけども、これを見ますと、森林組合は林業事業体と出ているんですけども、例えば旧白浜地区はほとんど森林組合とか造林というかそういう関係ではないと思うんです。雑木林というかそれも含むのですか。あくまでも森林業としての森林を対象にしているのか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すべて含んでの台帳になると思います。

ただ、実際いろんな計画が出てくるのはまったく自然林のところは出できませんから、そのところは台帳の中でも登記の所有者はわかる。実際の山林であるというのはわかるという程度になってしましまして、いろんな残りの部分というのはあまり反映できないのかなと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第95号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第95号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 12時04分 再開 13時07分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日、議案第112号 平成30年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定についてが提出されました。議案書については、延会後に配布いたします。

本日は日程第24 議案第100号 平成29年度白浜町水道事業特別会計未処分剰余金の処分についてまでを審議し、その後、延会することになりました。

本日まで提出のあった陳情書をお手元に配布しておりますが、議会運営委員会で協議の結果、議場配布にとどめることになりましたので、ご了承を願います。

本日、議会終了後に全員協議会、議員懇談会を開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

○議 長

引き続き、議案審議を行います。

---

(10) 日程第20 議案第96号 平成30年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について

○議 長

日程第20 議案第96号 平成30年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第96号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

(11) 日程第21 議案第97号 平成30年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について

○議 長

日程第21 議案第97号 平成30年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

（12）日程第22 議案第98号 平成30年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について

○議 長

日程第22 議案第98号 平成30年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第98号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第98号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第23 議案第99号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第23 議案第99号 平成30年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木君

○6 番

歳出7ページ、500万円の管工事で計上されていると思うんですけども、役場近くのマンションの辺りの管工事をするんでしょう。その中で、私の記憶では芙蓉台が以前民間開発されて、相当管が埋設されていると。役場に引き取ってくれと数年前に記憶があるんですけども、今回の工事について、ここの前におそらく柵を入れると思うんですけども、これはレベルからいうと相当高いと思うんです。それから下へ向いて行くのがあるのかなのか。

それと、一番の高台のところなんかは町で管理しているということなのか。

3つ目、それを利用した中で、柵を新たに500万円増加して新設すると思うんですけども、そこらの状況はどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外(上下水道課長)

今現在この賃貸住宅のところまでは、平成4年度に下水道管が入ってます。

それから、芙蓉台のほうの民間のものを引き取ったというのは私はわからないんですけども、下水道管はそこに入って町が運営しています。

今回新たに図面の参考資料の33ページの裏側の赤いところが今回新たに入れるところなんですけど、以前入れていなかった理由としましては、ここの賃貸住宅は末端の家で、その先に家がなかったということで、ここで止まっていた。今回、今年になって新たに所有者が変わりまして、12月までに家を建てたいという申請になりましたので、今回補正をさせていただきます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

今課長より報告がありましたけれども、前段の部分で、ここが町に管理ということの中で、経緯の中で学習していただければ、おそらくここを開発したときに、オレンジランドやあちこちであったんです。いずれみんな町へ移管しているような状況なので、芙蓉台もおそらくそういう経緯があるかと思います。その中で、賃貸のマンションは事前に引いてあったのか、これから引かれるんですか。そこらどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外(上下水道課長)

この賃貸住宅につきましては、宅内柵も入っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第99号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

(14) 日程第24 議案第100号 平成29年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議 長

日程第24 議案第100号 平成29年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第100号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第100号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は明日9月20日木曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は9月20日木曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、13時15分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年9月19日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員